

犬や猫の飼い方について

犬の飼い方について

- 犬を飼い始めた日から30日以内に、青森市保健所等で犬の情報を登録し鑑札を付けなければいけません。
- 年に1回狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を付けなければいけません。
- 放し飼いはしないでください。外れないようにつなぐこと、訪問者に犬が届かないところにつなぐことが大切です。（犬に咬まれる事故のほとんどが放し飼い・しっかりつないでいることが原因です。）
- 散歩中にしたフンは、必ず持ち帰りましょう。オシッコには水をかけましょう。

猫の飼い方について

- 飼っている猫が、公共の場所や他人の土地をフン、オシッコで汚すことのないようにしましょう。
- 猫の健康と安全のために、迷子札を付けるなど飼い主がわかるようにし、室内で飼うようにしましょう。
- 野良猫への無責任なエサやりはやめましょう。エサを与えることは、飼い主とみなされます。

犬も猫も

- 飼い主の突然の怪我・病気にそなえ、ペットを預ける場所や代わりに飼ってくれる人を見つけておきましょう。
- むやみな繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を実施しましょう。病気を防ぐ効果もあります。
- ペットが逃げてしまったら、すぐに警察と保健所に連絡してください。

青森市大字宮田字玉水 119-1
 （青森県動物愛護センター内）
 青森市保健所生活衛生課分室
 TEL 017-737-3551